

質問回答書

契約番号 _____

件 名 横浜市外出支援サービス事業における車両運行業務委託(タクシー：中区・港南区・金沢区)

質 問	回 答
<p>(1) 3 履行期間について 履行期間の末尾に「8時から16時まで」とあり、また4委託業務内容の「エ 中区、港南区、金沢区へ概ね1時間以内に迎えに行ける拠点(営業所等)があること。」とありますが、「8時から16時まで」に上記エの概ね1時間の移動も含まれますか。</p> <p>(2) 3 履行期間について 履行期間の末尾に「8時から16時まで」とありますが、乗務員の昼前後の1時間休憩は可能でしょうか。</p> <p>(3) 4 委託業務内容について 「※利用車両について、委託期間中は、利用希望がない時間においてもほかの業務に使用せず委託事業に支障がないよう車両を確保しておくこと。」とありますが、夜間や土日はその車両を通常のタクシーとして運行は可能でしょうか。</p> <p>(4) 4 委託業務内容について 報告書の提出時に求められている「走行距離」とは、利用者が乗車して利用した走行距離でしょうか、または営業所発から営業所戻りの8時間の走行距離でしょうか。また報告書はタクシーメーターの自動日報を一部転用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>移動時間も履行期間の8時から16時に含まれます。 コーディネーター事業者が、8時に営業所(車両保管場所)を出発し、16時に営業所(車両保管場所)に戻るようコーディネーターを行います。</p> <p>休憩時間は含めません。 8時から16時の運行に支障がないよう、乗務員を確保してください。</p> <p>平日(土日祝日、12/29～1/3を除く243日)の8時から16時以外の時間は、通常のタクシーとして運行して構いません。</p> <p>走行距離は、コーディネーター事業者が事前に計算してタクシー事業者に通知をしますので、通知された走行距離を報告書に記載してください。 そのためタクシーメーターの自動日報を一部転用する必要はありません。報告書は委託者指定の様式を使用してください。</p>